

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

山王海ダムモニタリング（その1）業務

現場説明書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

## 1 一般事項

### (1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証」のとおりである。

### (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事（業務）妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 上記アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### (3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 2 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおりである。

名称	適用基準
設計業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における設計業務

## 3 作業歩掛

本作業の作業歩掛は、別紙－2「作業歩掛」のとおり考えている。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－3「歩掛実態調査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

## 4 安全費

本業務における安全費（率計上）については、計上していない。

## 5 打合せについて

本業務の打合せについては、下記のとおり考えている。

（単位：人）

回数	主任技師	技師A	技師B
第1回	1.0	1.0	

第2回		1.0	1.0
第3回		1.0	1.0
第4回		1.0	1.0
第5回	1.0	1.0	
計	2.0	5.0	3.0

※各労務人員の1.0人の内訳は、打合せ0.5日、移動0.5日を合わせて1.0人としている。

なお、照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師1.0人（打合せ0.5日、移動0.5日）を計上している。

## 6 旅費交通費

### (1) 打合せ（内業）

本業務における打合せ（内業）については、通勤により実施することで考えている。

なお、旅費交通費については、以下のとおり考えている。

#### ア 積算基地

盛岡市

#### イ 旅費交通費（内業 通勤 積算基地～山王海葛丸農業水利事業所）

旅費交通費は、次表のとおり計上している。

1回当り算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～山王海葛丸農業水利事業所 乗車定員5名 排気量1.5L	1.0	日
ガソリン	積算基地～山王海葛丸農業水利事業所	5.4	L

## 7 特別仕様書補足事項

### (1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第5-1条（成果物）に示す開示用成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

## 別紙ー1 契約の保証

### 1 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川 克」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組

合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

## (2) その他

### ア 保険証券等の電磁的方法による提出

- (ア) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。  
この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (イ) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。  
契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

- (3) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

別紙－ 2 作業歩掛

【設計業務（内業）】

項 目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 計画準備		0.50人	1.00人	2.00人	4.00人	
3 モニタリング調査計画 (案)の作成		0.50人	2.00人	4.00人		
4 学識経験者からの指導・ 助言			2.00人	2.00人		
5 環境配慮部会の発足に向 けた調整			2.00人	4.00人	4.00人	6.00人
6 環境配慮部会		1.00人	2.00人	2.00人	4.00人	
7 モニタリング調査			4.00人	4.00人	8.00人	8.00人
8 点検とりまとめ		0.50人	1.00人	2.00人	4.00人	8.00人
合 計		2.50人	14.00人	20.00人	24.00人	22.00人

【設計業務（外業）】

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2 現地踏査			1.00人	1.00人		
機械経費	10%					
材料費	3%					
7－1 鳥類の調査			4.00人	4.00人		
機械経費	15%					
材料費	3%					
7－2 魚類・底生生物の調査			4.00人	4.00人	4.00人	4.00人
機械経費	15%					
材料費	2%					

別紙－ 3

歩掛実態調査表

1 調査目的

本調査は土地改良工事における「山王海ダムモニタリング（その1）業務」について、その実態を把握し、参考歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2 概要

発注者記入	局名	東北農政局
	事業所名	山王海葛丸農業水利事業所
	業務名	山王海葛丸農業水利事業 山王海ダムモニタリング（その1）業務
	担当者	
受注者記入	受注者名	
	受注者担当者名	
	担当者連絡先	

(1) 設計業務

作業項目	作業内容	歩掛（積算者記載）						歩掛（受注者記載）							
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計
1 計画準備	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、業務計画書を作成する。														
2 現地踏査	現地踏査を実施し、モニタリング地点を決定するための現地確認を行う。														
	機械経費														0%
	材料費														0%
3 モニタリング調査計画（案）の作成	1及び2で整理した内容を踏まえ4か年分のモニタリング調査計画（案）を作成する。														
4 学識経験者からの指導・助言	作成したモニタリング調査計画（案）について、学識経験者（鳥類、魚類及び底生動物等）へ相談し、指導・助言内容を踏まえ、モニタリング調査計画（案）の見直しを行う。 また、相談状況については、議事録を作成する。														
5 環境配慮部会の発足に向けた調整	事業所と連携し、モニタリング調査計画を承認するために設置する環境配慮部会の発足に向けた調整を行う。 なお、関係市町当行政機関及び関係団体から構成される。														
6 環境配慮部会	環境配慮部会の運営補助を行い、環境配慮部会の開催、モニタリング調査計画の説明及び議事録の作成を行う。														
7 モニタリング調査	工事施工による生態系への影響及び工事実施前の生態系を確認するため、モニタリング調査を行う。 確認された生物種の記録・同定を行い、このうち重要な種については個体数と確認位置を記録する。														
7-1 鳥類の調査	労務費														
	機械経費														0%
	材料費														0%
7-2 魚類・底生生物の調査	労務費														
	機械経費														0%
	材料費														0%
8 点検とりまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。														